

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

平成20年11月11日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条の規定により準用する法第203条の規定に基づく議員報酬及び費用弁償について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 秋田県後期高齢者医療広域連合議会(以下「議会」という。)の議員がその職務に従事したときは、別表第1に定める額の議員報酬を支給する。

2 市町村長と兼ねる議会の議員に対する議員報酬は、支給しない。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、年度ごとの額とし、その年度分を年度末月に支給する。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、これを分割し、又は支給月を変更することができる。

2 議会の議員が、その年度の中で就職した場合は、その当月分から、退職、辞職若しくは失職又は死亡した場合にはその当月分まで、月割により議員報酬を支給する。

3 議員報酬の支給方法については、一般職の職員の例による。

(費用弁償の支給)

第4条 議会の議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、一般職の職員の例による。

3 議会の議員が議会に参会したときは、その居住地と招集地の距離に応じ、別表第2に掲げる額を費用弁償として支給する。

(旅費の支給方法)

第5条 旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 ( 第 2 条関係 )

種別	議員報酬額
議長	年額 30,000円
副議長	年額 24,000円
議員	年額 21,000円

別表第 2 ( 第 4 条関係 )

招集地に居住する場合	居住地からの往復の距離が陸路8km未満の場合	日額 5,000円
	居住地からの往復の距離が陸路8km以上の場合	日額 7,000円
招集地以外に居住する場合	居住地からの往復の距離が陸路30km未満の場合	日額 9,000円
	居住地からの往復の距離が陸路30km以上60km未満の場合	日額 12,000円
	居住地からの往復の距離が陸路60km以上100km未満の場合	日額 13,400円
	居住地からの往復の距離が陸路100km以上150km未満の場合	日額 15,200円
	居住地からの往復の距離が陸路150km以上の場合	日額 16,300円